西東京市ハンディキャブ運行事業(けやき号) Q&A

初版:令和5年4月1日

<利用対象者について>

Q 1-1

住民票は西東京市にありますが、市外に住んでいる場合は利用できますか。

A 1-1

利用できません。市内に住所を有し、居住している方が対象となります。住民票があって も市内に居住していなければ対象となりません。

Q1-2

自宅以外に入居している場合は対象となりますか。

A 1-2

市内に住所を有し、居住していれば対象となります。 ただし、施設等に入所している方は対象外となります。

※施設等とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救 護施設、のぞみの園等です。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

<付添人について>

Q 2-1

付添人の人数制限はありますか。

A 2-1

利用者 1 人に対して、付添人は原則として 1 人です。特別な理由があり付添人が 2 人以上必要な場合は予約時にご相談ください。

Q2-2

高齢の配偶者を付添人にしたいと思いますが、可能ですか。

A 2-2

年齢の制限はありませんが、付添人自身が歩行困難など、運転中や乗降時に利用者の安全 確保ができない場合は、付添人として認められません。運転中や乗降時に利用者の安全確保 ができる方を付添人としてください。

<予約・キャンセルについて>

Q3 - 1

予約回数に制限はありますか。

A3-1

予約回数の制限は、月5回までです。利用する日の属する月でカウントします。例えば、6月10日に6月20日と25日の予約をし、6月20日に7月5日と7月10日の予約をした場合、予約できる残り回数は、6月利用分3回、7月利用分(予約日の1か月後まで)3回になります。

Q3 - 2

キャンセル待ちは予約回数に含まれますか。

A 3-2

含まれません。キャンセルが出て繰り上がった場合、予約回数に含みます。

Q3 - 3

予約していた日に利用ができなくなり、前日にキャンセルしましたが、予約回数にカウントされますか。

A3 - 3

前日までキャンセル可能ですが、当日キャンセルの場合は予約回数にカウントされます。

Q3-4

予約を入れていましたが、利用日当日に日程を変更しなければならなくなりました。予約
回数にカウントされますか。

A 3-4

キャンセルと同様の扱いになります。前日まで変更可能ですが、当日の変更は予約回数にカウントされます。

Q3-5

予約を入れていましたが、目的地の変更を行いたいです。可能ですか。

A 3-5

前後の予約状況によっては対応可能な場合があります。 運行事業所にお問い合わせください。

Q3-6

1日に数回分の予約をまとめて行うことはできますか。

A 3-6

1日の電話で2回分まで予約を取ることが可能です。

Q3-7

5回利用済ですが利用したいです。

A 3-7

5回利用済の方でも利用の3日前より随時予約が可能となります。

<目的地について>

Q4-1

目的地が田無庁舎から30kmを少し超えてしまいますが、利用できるでしょうか。

A 4-1

利用の目的にかかわらず、制限距離を超えることはできません。

Q4-2

1日に2か所の目的地に行きたいです。

A 4-2

1日2トリップまでであれば可能です。(移動の矢印が2つまで)

例 1 : 自宅⇒病院⇒自宅 移動の矢印が2つなので運行可 例 2 : 自宅⇒病院⇒スーパー⇒自宅 移動の矢印が3つなので運行不可

特別な事情がある場合は運行事業所にお問い合わせください。